

実践研修の受講のために必要な実務経験の例外が認められるための要件について

開催要領3受講対象者（3）（4）の対象となる者は、次の1～3の要件をすべて満たした者である。

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修受講開始日（※1）において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件（※2）を満たしている。

- ※1 平成31年3月31日までに旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の各分野を修了し、同年4月1日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の分野別の受講開始日
- ※2 参考資料2：サービス管理責任者の任用資格に係る実務要件
参考資料3：児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

2 1を満たした上で基礎研修修了者（※3）となり、個別支援計画作成の業務（※4）を行う旨の指定権者への届出を行っている。（（1）～（3）は、岡山県の例です。他の指定権者はそれぞれが定める様式になります。）

- ※3 相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者。
平成31年3月31日までに旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の各分野を修了し、同年4月1日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者。
- ※4 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等

- （1）人員配置基準上必要なサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置している事業所において、生活支援員等又は児童指導員等として配置したまま、個別支援計画作成の業務に従事させる。

【届出書類】「個別支援計画作成業務従事届出書」

- （2）2人目以降のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置し、個別支援計画作成の業務に従事させる。

【届出書類】「変更届出書」「個別支援計画作成業務従事届出書」

- （3）やむを得ない理由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠けたため、要件を満たさない者を暫定的に配置する。

【届出書類】「変更届出書」「暫定配置に係る誓約書」

（配置できる者）

- ・1年間のみなし配置
実務経験の要件を満たしているが研修の要件を満たしていない者
- ・2年間のみなし配置
次の要件をすべて満たす者
 - ①実務経験の要件を満たしている。
 - ②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如した時点で、既に基礎研修修了者である。
 - ③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されている。

3 基礎研修修了者となった日以後（※5）、2の届出を行った上で、本実践研修の受講開始日前5年間に於いて個別支援計画作成の業務を通算6月以上行っている。

- ※5 相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した日以後。
平成31年3月31日までに旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の各分野を修了し、同年4月1日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した日以後。